

部活動に係る活動方針

宮城県仙台二華中学校

1. 目 標

- (1) 部員同士の切磋琢磨と規律ある集団活動を通して向上心を高め、自分に負けない強い心を育てる。
- (2) 一人一人が自己の興味、能力、適性などをよりよく理解し、個性の伸長を図る。
- (3) 共通の目標に向けて努力する過程を通して、協調性を高める。

2. 部活動基本方針

- (1) 中高一貫教育校としての特性を最大限に生かし、中高の連携と交流を通して豊かな人間性を養い、充実した学校生活を送るための重要な活動の場とする。
- (2) 生徒の主体性を尊重した運営に努め、高い水準の技能や記録に挑戦する中でスポーツや芸術活動の楽しさ、喜びを味わえるようにする。
- (3) バランスの取れた生活や、スポーツ障害を予防する観点から、以下の方針に従って、学年の発達段階に配慮し、年間を通して適切な練習時間や練習内容を設定する。

ア) 部活動は顧問等指導者の指示・監督のもと行い、生徒のみでの活動は行わない。

イ) 学期中の休養日の設定

- ・部活動は、平日は少なくとも1日、週末に(土曜日および日曜日)は少なくとも1日以上を休養日とし、週あたり2日以上を休養日と設ける。
- ・週末に大会参加等で活動した場合は、休養日を他の日に振り替える。
- ・学校の施設・設備等状況により校外の施設を利用する場合や、活動日のローテーションにより週末の休養日を設定できない場合は、休養日を他の日に振り替える。

ウ) 長期休業中の休養日の設定

- ・長期休業中の部活動についても、学期中の休養日の設定に準じた扱いとする。
また、生徒が十分な休養をとることができるとともに、他の活動を行うことができるよう、ある程度の長期の休養期間を設ける。

エ) 1日の活動時間

- ・活動の時間は放課後とし、活動終了時間は原則として、17:45下校準備、18:00完全下校 とする。
- ・授業日の活動時間は2時間程度とする。
- ・学校の休業日の活動時間は3時間程度とする。
ただし、活動時間は、活動場所までの移動時間や準備片付けの時間を除いたものとする。

オ) 朝練習

- ・部活動として朝練習は原則禁止とする。(個人の自由裁量による時間は規定によらない)
- ・大会やコンクールの前など特別な事情がある場合は、所定の様式により届け出て、学校長の許可を得た上で活動時間を延長することができる。
ただし、活動時間は7時30分～8時までとするとともに、生徒の過剰負担とならないよう曜日・期間等を限定して行うこととする。また、通学時間等を考慮し生徒の任意参加の活動とし、保護者の許可を必要とする。

カ) ハイシーズンの設定

- ・各種主要な大会，コンクール等の出場に向けて生徒が目標を達成するために技能を強化する時期が必要であり，生徒・保護者のニーズに応えるため活動日を確保する時期もある。
- ・通年で恒常的な部活動延長にならないように，参加する大会・コンクールを精査する。
- ・生徒の疲労に蓄積や燃え尽きを防止するために，十分な休養をとれる期間も設けるように配慮する。
- ・部活動延長が必要な場合は，所定の「部活動延長願い」を提出し，学校長の許可を得た上で活動時間を延長することができる。ただし，この場合も最大30分までの延長とし，保護者の許可を得た生徒のみ参加することができる。

キ) 部活動休止期間

- ・定期考査1週間前から考査終了まで部活動は休止とする。
- ・市教研等中学校教員が出張の時は，休止とする。(ただし，高校顧問がつける場合は，副校長に相談し，許可を得て活動することができる。)
- ・大会やコンクールの前など特別な理由がある場合は，所定の様式により届け出て校長の許可により活動を認めることがある。

3. 指導の方針

- (1) 部活動は原則として全員入部制とし，担当教員の指導のもとに行う。
- (2) 部活動の入部手続きは，単年度ごとに4月に行い，部登録をもって正式入部とする。
- (3) 部活動の選択は自由とする。ただし，重複しての登録は認めない。
- (4) 年度途中の入部，退部等の希望が出た場合，本人及び保護者，顧問，学級担任の間で意思の疎通を十分に図り，適切に対処するものとする。
- (5) 顧問は「学校部活動に関わる方針」を踏まえ，年間を通じた活動計画を作成し，毎年度4月末までに校長に提出する。(年間の休養日の合計を105日以上もうける。)

付記 この規定は平成31年4月1日より施行する。